

## 松戸市行事の後援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市（以下「市」という。）が、市以外のものの行う行事を後援する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会、その他の集会又は催しをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、「松戸市」の名義の使用を認めることをいう。

### (対象行事)

第3条 対象となる行事は、市がその趣旨に賛同するもので、原則として次の各号のすべてに該当する行事とする。ただし、市長が特に認めた場合においてはこの限りでない。

- (1) 公共の福祉の増進又は市民文化の向上に寄与する行事であること。
- (2) 市内又は隣接する地域で開催され、多数の市民の参加が見込まれる行事であること。
- (3) 政治的、または宗教的目的を有しない行事であること。
- (4) 営利を主たる目的としない行事であること。

### (対象者)

第4条 後援の対象者は、国、地方公共団体、法人又は公共性のある団体とする。ただし、市長が特に認めた場合においてはこの限りでない。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの又は団体は、後援を承認しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条に規定する暴力団員等が構成員である団体
- (3) 過去3年間に悪質、重大な法令違反があったもの又は団体
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められるもの又は団体
- (5) 十分な行事遂行能力を持たないと認められるもの又は団体

(条件)

第5条 後援の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市は、別途要綱で定められた補助金等の交付がある場合を除き、行事の実施に要するいかなる費用負担もしないこと。
- (2) 後援名義の使用承認期間は、承認した日から行事終了までであること。
- (3) 後援名義は、申請した目的以外には使用しないこと。
- (4) 行事の計画に変更等があった場合、直ちに届け出ること。
- (5) 市は行事及びこれに伴う行為から生じた事故、損害等について、一切の責任を負わないこと。
- (6) 市から団体及び行事に関する資料の追加提出を求められた際は、これに従うこと。
- (7) 上記の各号の他、市は必要に応じ、他の条件を付すことができることとし、付された条件に従うこと。

(申請の手続)

第6条 市の後援を受けようとする者は、松戸市後援承認申請書(第1号様式)により、行事を開催しようとする日の原則2ヶ月前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認、不承認を決定し、松戸市後援承認(不承認)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(申請の変更)

第7条 前条の規定により後援の承認を受けた者は、行事の実施に当たって変更が生じたときは、速やかに松戸市後援行事変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、松戸市後援行事変更承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(承認取消)

第8条 市長は、第6条第2項、第7条第2項の規定により後援の承認を受けた者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに違反する行為があったとき。
- (4) 行事の開催を取りやめたとき。
- (5) その他、市が後援するにふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消があったときは、松戸市後援承認取消決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(報告)

第9条 第6条第2項、第7条第2項の規定により後援の承認を受けた者は、行事の終了後、原則30日以内に松戸市後援行事実施報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に承認された行事の後援については、従前の例による。

(第1号様式)

松戸市後援承認申請書

年 月 日

松 戸 市 長

団体名

代表者住所

代表者氏名

(担当者・連絡先 )

下記の行事について、貴市の後援を得たいので承認されるよう申請します。

記

1 行事名称

2 主催者

3 共催者及び  
他の後援者

4 開催日程                      年    月    日      時    分    から  
   年    月    日      時    分    まで

5 開催場所

6 参加予定者数  
及び参加方法

7 行事の趣旨  
及び詳細



(参考資料)

・団体概要

---

---

---

---

---

---

・活動実績

---

---

---

---

---

---

・後援等の実績

---

---

---

---

---

---





(別紙)

後援の条件は、以下のとおりです。

- (1) 市は、別途要綱で定められた補助金等の交付がある場合を除き、行事の実施に要するいかなる費用負担もしないこと。
- (2) 後援名義の使用承認期間は、承認した日から行事終了までであること。
- (3) 後援名義は、申請した目的以外には使用しないこと。
- (4) 行事の計画に変更等があった場合、直ちに届け出ること。
- (5) 市は行事及びこれに伴う行為から生じた事故、損害等について、一切の責任を負わないこと。
- (6) 市から団体及び行事に関する資料の追加提出を求められた際は、これに従うこと。

(第3号様式)

松戸市後援行事変更承認申請書

年 月 日

松 戸 市 長

団体名

代表者住所

代表者氏名

(担当者・連絡先 )

年 月 日付け 第 号をもって承認された行事について、  
下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 行事名称

2 変更内容

3 変更理由

(第4号様式)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

松戸市後援行事変更承認決定通知書

様

松戸市長 松戸 隆政  
( 公 印 省 略 )

年 月 日付けをもって、変更承認申請のあった行事については、これを承認することに決定したので通知します。

記

1 行事名称

2 承認に当たり追加する条件

(第5号様式)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

松戸市後援承認取消決定通知書

様

松戸市長 松戸 隆政  
( 公 印 省 略 )

年 月 日付け 第 号をもって承認した下記の行事については、その承認を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 行事名称

2 取消理由

(第6号様式)

松戸市後援行事実施報告書

年 月 日

松 戸 市 長

団体名

代表者住所

代表者氏名

(担当者・連絡先 )

年 月 日付け 第 号をもって承認された行事について、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 行事名称

2 主催者

3 共催者及び  
他の後援者

4 開催日程 年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

5 開催場所

6 参加者数及び  
参加方法

7 行事の概要

